

### 事例 3

#### 債務金額確定並びに弁済に関する示談書

当事者 住所 ○○市○○区○○通○丁目○番○号  
氏名 債権者（甲）○○○○  
住所 ○○市○○区○○町○丁目○番○号  
氏名 債務者（乙）○○○○

当事者甲と乙の間において次のとおり示談した。

#### 争いの実情

甲は知人の乙に何度かに亘って借用証を取らずに総額五百万円を貸し、乙も領収証を受け取っていないが借りた金は総額で壹百万円で全額返済したはずだと主張する。甲乙互いに譲歩し、和解により次のとおり解決することに双方の意思が合致した。

第一条 甲と乙とは貸借金額を総額で三百万円とし、乙が甲に既に返済した金額を総額で五十万円とすることとし、未返済額を二百五十万円とすることで合意した。

第二条 乙は甲に対し、前条の未返済額二百五十万円を示談締結後その締結日の属する月を含んで十ヶ月に分けて毎月末に持参して現金で支払う。毎月の返済額はこれを均等の額とし利息を付さないものとする。

第三条 乙が前条の分割金の返済を2回以上怠り、滞納金額が五十万円に達した場合には、乙は期限の利益を喪失し、二百五十万円から支払済みの金額を除いた金額に、支払済みまで年五パーセントの遅延損害金を付して支払う。

第四条 甲と乙の間で、本示談書に定めるもののほか、一切の債権債務のないことを相互に確認する。

上記のとおり示談が成立したので、本示談書二通を作成し、甲乙各自その一通を保有する。

令和○年○月○日

甲 ○○○○ 印  
乙 ○○○○ 印